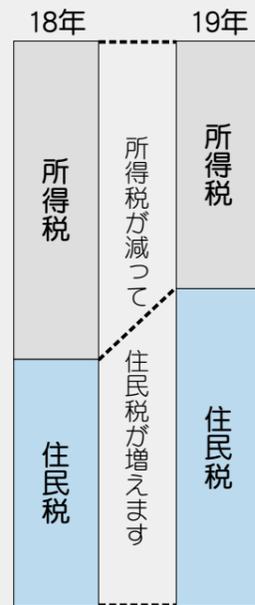


【19年から個人住民税と所得税の負担割合が変わります】

【図1】 所得税と住民税の割合



【表1】 個人住民税の税率(19年度以降適用)

課税所得金額	18年度以前		19年度以降	
	市民税	県民税	市民税	県民税
200万円以下	3%	2%	6%	4%
200万円超 700万円以下	8% -100,000円	2%		
700万円超	10% -240,000円	3% -70,000円		

【表2】 所得税の税率(19年分以降適用)

課税所得金額	18年分以前		19年分以降	
	税率	控除額	税率	控除額
195万円以下	10%		5%	
195万円超 330万円以下			10%	-97,500円
330万円超 695万円以下	20%		20%	-427,500円
695万円超 900万円以下			23%	-636,000円
900万円超 1,800万円以下	30%	-1,230,000円	33%	-1,536,000円
1,800万円超	37%	-2,490,000円	40%	-2,796,000円

※税額=課税所得額×税率-控除額

【負担額のめやす】

市県民税と所得税では、基礎控除や扶養控除など人的控除額に差があるので、それぞれの税額を合算した場合、税負担に変動が生じないよう調整されます。実際には、平成19年から定率減税制度が廃止されるので、市県民税額と所得税額の合計は、改正前と改正後で同一とはなりません。

- 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
- 給与所得者・夫婦と子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算しています。

■給与所得者 <独身者の場合>

給与収入	所得税		個人住民税		所得税+個人住民税		
	18年分	19年分	18年度分	19年度分	18年(度)分	19年(度)分	増減
300万円	111,600円	62,000円	63,600円	130,500円	175,200円	192,500円	17,300円
400万円	169,200円	94,000円	93,200円	194,500円	262,400円	288,500円	26,100円
500万円	232,200円	160,500円	154,700円	264,500円	386,900円	425,000円	38,100円
600万円	295,200円	230,500円	219,500円	334,500円	514,700円	565,000円	50,300円

■給与所得者 <夫婦と子ども2人の場合>

給与収入	所得税		個人住民税		所得税+個人住民税		
	18年分	19年分	18年度分	19年度分	18年(度)分	19年(度)分	増減
300万円	0円	0円	12,300円	13,000円	12,300円	13,000円	700円
400万円	44,100円	24,500円	41,900円	69,500円	86,000円	94,000円	8,000円
500万円	107,100円	59,500円	74,300円	139,500円	181,400円	199,000円	17,600円
600万円	170,100円	94,500円	116,800円	220,500円	286,900円	315,000円	28,100円

■年金受給者 <65歳以上の夫婦の場合>

年金収入	所得税		個人住民税		所得税+個人住民税		
	18年分	19年分	18年度分	19年度分	18年(度)分	19年(度)分	増減
200万円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
250万円	37,300円	20,700円	27,700円	50,500円	65,000円	71,200円	6,200円
300万円	79,200円	44,000円	49,300円	97,000円	128,500円	141,000円	12,500円
350万円	116,800円	64,900円	68,500円	138,700円	185,300円	203,600円	18,300円



地方に合った行政サービスを展開するため、三位一体改革の一環として税源移譲が行われます(写真:11月11日、あしる保育所生活発表会)



19年度から税率が10%に

「あなたの住民税が変わります」

どうして変わるの？

テレビや新聞で「三位一体改革」という言葉を耳にした人も多いと思います。三位一体改革は、①補助金の廃止・縮減や、それに見合った額を国から地方に「税源移譲」する、②税源移譲により地方の自主財源を強化し、地方交付税への依存を低下させるなどの目的があります。平成19年度から、三位一体改革の税源移譲に伴い、皆さんが納めている所得税(国税)と住民税(市県民税)の負担割合が変わります。簡単にいうと、所得税が減って、その分の市県民税が増えることになり、合わせた税額は基本的に変わりません(図1)。

どのように変わるの？

個人住民税は、均等な額を負担する「均等割」と、その人の所得額に応じて負担する「所得割」で構成されています。今回は、所得割の税率が変わることになります。18年度までは、住民税所得割の税率が課税所得に応じて3段階(5割、10割、13割)になっていました。19年度からは、一律10割(市民税6割、県民税4割)になります(表1)。

税負担は増えるの？

住民税の税率が変わると

【課税所得とは】個人の給料や事業収入などは、税法上「収入」と呼ばれます。課税所得は、収入から給与であれば給与所得控除、事業の場合は必要経費のほか、諸控除を差し引いた残りの金額のことです。この課税所得に税率をかけた金額が、税額となります。

いつから変わるの？

この改正で、個人市県民税は19年6月の徴収分から適用されます。所得税は給与、年金受給者が19年1月の源泉徴収分からとなり、事業所得者は、20年3月の確定申告から適用になります。詳しくは、市企画総務部税務課市民税係(☎76-2111、内線1242、1247)まで。

もに、所得税の税率も現在の4段階から6段階に変わります(表2)。例えば、課税所得150万円の場合、個人住民税所得割の税率が5割から10割に引き上げられます。一方、所得税の税率が10割から5割に引き下げられるので、合わせた税額は基本的に変わりません。ただし、19年に定率減税が廃止されるため、その分の税負担は増加します。